（1） 施設利用料金（陸上・投てき・体育・テニス・登はん・野球・球技・児童・会議室）

笠松運動公園

有料公園施設名			アマチュアスポーツ 団体利用料金（単位 円） 時間区分 8時30分から12時まで	12時から17時まで	8時30分から17時まで	1時間までごとに	個人利用料金（単位 円）	営利・宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外の催物 団体利用料金（単位 円） 時間区分 8時30分から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時30分から17時まで	1時間までごとに	興行及び営利・宣伝を目的とする催物 団体利用料金（単位 円） 時間区分 8時30分から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時30分から17時まで	1時間までごとに
陸上競技場			8,610	10,330	17,080	4,300	2時間までごとに1人につき 110	25,810	30,970	26,730	51,730	12,900	86,140	103,340	89,170	172,150	43,140
補助陸上競技場			2,460	2,840	4,430	680	2時間までごとに1人につき 110	7,120	8,350		13,390	2,080	13,770	17,080		24,320	3,440
テニスコート			1面につき 1,180	1面につき 1,730	1面につき 2,700	1面につき 390	団体利用料金に同じ										
体育館	主体育館	全面	8,610	10,330	16,600	2,460	2時間までごとに1人につき 170	25,320	30,970	34,400	49,640	7,120	86,140	103,340	103,340	166,500	24,090
		片面	4,300	5,160	8,350	1,230		12,540	15,480	17,080	24,820	3,580	43,140	51,730	51,730	83,180	12,040
	補助体育館	全面	2,700	2,960	4,920	850		7,120	8,610	9,840	14,500	2,700	24,320	28,630	28,630	48,900	8,610
		片面	1,230	1,350	2,460	440		3,580	4,300	4,920	7,120	1,230	12,160	14,500	14,500	24,320	4,300
児童スポーツ広場			850	1,180	1,730	320	無料										
球技場			4,060	5,030	8,350	1,230	2時間までごとに1人につき 110	12,290	15,000		24,820	4,060	41,660	50,250		83,180	12,040
野球場			3,200	4,060	6,260	850		9,220	12,290		18,680	2,700	31,580	41,660		61,820	8,610
登はん競技場			1面につき 610	1面につき 790	1面につき 1,230	1面につき 180	団体利用料金に同じ	1面につき 1,840	1面につき 2,350		1面につき 3,690	1面につき 610	1面につき 6,260	1面につき 7,740		1面につき 12,290	1面につき 2,080
投てき場			1,430	1,650	2,560	400	団体利用料金に同じ	4,140	4,850		7,780	1,210	7,990	9,910		14,120	2,000
会議室			1室につき 1,730	1室につき 2,080	1室につき 2,960	1室につき 680	団体利用料金に同じ	1室につき 5,160	1室につき 6,260		1室につき 8,720	1室につき 2,080	1室につき 10,330	1室につき 12,290		1室につき 20,030	1室につき 4,060
アーチェリー場			1,320	1,690	2,640	430	2時間までごとに1人につき 160										

1　団体の人員が200人を超える場合は，この表に定める団体利用料金の額の100分の50に相当する額を加算した額をもって団体利用料金の額とする。

2　団体利用料金の適用を受ける団体は，その人員が20人以上の団体とする。ただし，その人員が20人に満たない場合であっても施設を専用するときは，団体利用料金を適用する。

3　団体利用料金の適用を受ける場合において，やむを得ない理由により許可利用時間を超えて利用するとき，又はこの表の時間区分の欄に掲げる時間の区分によらないで利用するときは，その超える時間又は利用時間について，この表の「１時間までごとに」の欄に掲げる金額（１の適用を受ける場合には，１による額）による利用料金を徴収する。

4　利用時間が許可利用時間に満たない場合は，時間割計算は行わない。